

事 務 連 絡
平成26年12月18日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な配置について

平素より医療行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。
厚生労働省医政局におきましては、昨年9月に各都道府県知事宛に「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」を
発出し、ガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進
めていただくようお願いしているところではありますが、AEDについては、気
温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極
パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されています。AED
の効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただく中で、必要な場合にAEDが
適切に作動するよう、適切な温度管理のもとで配置いただくようお願いいたし
ます。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
病院前医療対策専門官 酒井
TEL : 03-5253-1111 内線 (2597)